

修士論文の提出、審査及び管理等に関する規程細則

(平成 11 年 10 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 本細則は、大学院学則第 19 条及び大学院学位規程第 28 条の規定に基づき修士論文の提出、審査及び管理について定める。

(提出条件)

第 2 条 修士論文の提出を希望する者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 6 月前後に行うプレゼンテーション及び修士論文テーマ登録
ただし、本条件を満たすことができなかった場合は、翌年度改めて上記の条件から取組み、1 年間の研究を行うこと。
- (2) 9 月中旬頃までのプロポーザルの提出
ただし、本条件を満たすことができなかった場合は、同年度の 1 月中旬ころまでにプロポーザルを提出し、同年度最終研究科委員会にてプロポーザルの審査に合格し、翌年度春学期中に学位請求論文の審査に合格した場合は、春学期修了を認めることがある。

(審査委員会)

第 3 条 研究科委員会は提出されたプロポーザルに対応する審査委員会を設置し、プロポーザル提出後翌月の月末までにその合否を決定し、本人に通知する。

(審査委員会の構成)

第 4 条 審査委員会はプロポーザル、修士論文ともに、同じ委員によって構成する。

- 2 委員は大学院学則第 24 条第 3 項に定める演習担当教授から選定し、各審査委員会は当該論文の指導教授を主査とする他副査 2 名の合計 3 名によって構成する。
- 3 各審査委員会の委員長は主査が兼務する。
- 4 審査委員は研究科委員会が定める。

(提出期限)

第 5 条 修士論文の提出を希望する者は春学期は 7 月第 2 週末、秋学期は 1 月第 3 週末までに提出しなければならない。

(最終試験)

第 6 条 大学院学則第 16 条に定める修士論文と最終試験は、各審査委員会が春学期は 7 月末、秋学期は 2 月末までに終了し、結果を研究科長に報告しなければならない。

(審査基準)

第 7 条 修士論文の審査基準は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 学術的な新規性を有すること
- (2) 新規で価値ある統計資料を含むこと
- (3) 新規で価値あるケース分析を含むこと

(提出部数)

第 8 条 修士論文は 3 部及び電子データを提出するものとする。

- 2 提出された修士論文は審査終了後、3 部のうちその 1 部を指導教授に配布し、他の 1 部を図書館保存とする。

(判定)

第 9 条 大学院学則第 16 条に定める修士課程修了の判定は、各審査委員長の修士論文及び最終試験の結果報告と単位の取得状況の確認に基づき、研究科委員会が行う。

(事務局)

第10条 本規程運営の事務局は、大学院教務部会が担当する。

(作成要領)

第11条 修士論文の作成要領の詳細は、別に定める。

(日程)

第12条 本規程にある日程の詳細は、各年度毎に定める。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2021年9月28日から施行する。

(参 考)

プロポーザル作成ガイド

このガイドは、プロポーザルを作成する上での参考事項をまとめたものである。

プロポーザルは、修士論文を提出する年度の9月中旬までに以下の内容を記載した書類を作成・提出し、審査委員会の審査を受け、合格した場合のみ修士論文の作成が可能となる。

プロポーザルの形式は、内容は原則自由であるが、以下の必要項目と参考項目を参照し、A4版・Wordデータにて作成すること。

なお、プロポーザルに求められるものは、次の点である。

- (1) 何を研究しようとしているか明確となっていること
- (2) 研究の方法や活用する資料がある程度明確になっていること
- (3) 研究の全体像が明確になっていること
- (4) 修士論文が作成できる見通しが立っていること

したがって、当然のことながら、研究結果や結論までを求めるものではなく、またプロポーザルの字数も、個人により、また研究テーマによって様々なものとなって差し支えない。

1. 必要項目 (表紙)

- (1) 学籍番号
- (2) 学生氏名 (要 認印)
- (3) 受講演習科目名
- (4) 担当教員名 (要 認印)
- (5) 修士論文テーマ

2. 参考項目 (本文)

- (1) 研究の目的
- (2) 研究の対象
- (3) 研究の方法
- (4) 研究のまとめ方
- (5) 研究全体の概要または構想など
- (6) 研究の基礎的性格
 - ① 学術的研究 ② ケース研究 ③ 新情報の集積
- (7) 活用する主な参考資料
- (8) その他特記事項